

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか 第4章 医薬品

#### 概説

わが国医薬品の生産額は年々増加し、昭和44年には、8,425億円となり世界第2位となつている。一方輸出入については、44年輸出額241億円、輸入額590億円と大幅な輸入超過となつており、輸出先としては欧米諸国約50%、東南アジア諸国等約50%であり、前者についてはバルク製品、後者については最終製品がそれぞれ主となつており、輸入は欧米諸国から約99%となつている。このようなことから判断する限り、わが国医薬品産業の国際競争力は欧米諸国に比べてかなり弱いものと考えられ、資本の自由化に対し積極的に取り組む必要がある。

医薬品は、疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされるものである。有効性および安全性の確保が図られなければならぬことは言を待たないところである。この二者は互に矛と盾の関係にある場合が多いので、医薬品の医療用医薬品であるか一般用医薬品であるか、医師のみが使用するものであるかどうか等その医薬品の用途と関連させてどちらを主とするかを決定していかねばならぬ。このように、医薬品の有効性および安全性は相対的なものを含むので、その判定は困難であるが、よりいつそう科学的なものにするため研究機関の整備充実等の施策が必要である。

44年4月物価安定政策会議は「行政介入と物価について」と題する提言により(1)薬局の適正配置規制は、医薬品の価格の下方硬直化をもたらすので廃止すべきである、(2)いわゆる大衆薬の販売については許可制をやめ、届出制にするなど自由にすべきである、(3)薬局等の構造設備基準はきびしすぎるからゆるやかにすべきである等の提言が行なわれたので、適正配置規制条例の運用等について学識経験者から成る懇談会に諮問することとしている。

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第4章 医薬品

第1節 医薬品

1. 医薬品の生産輸出入,資本,技術の自由化等

(1) 生産

昭和44年の医薬品の生産額は8,425億円で,前年の6,890億円に比較すると1,536億円の増加であり,また,39年と比べると6年間で約2倍となっている。

最近における医薬品生産額の推移をみると,生産額は年々増加を続けており,その伸び率は40年8%,41年11%,42年11%,43年22%,44年22%という状況で,ここ2年間は20%台の伸びとなっている。

44年における薬効分類別の医薬品生産額は,ビタミン剤,抗生物質製剤,中枢神経系用薬,その他の代謝性医薬品,消化器官用薬,循環器官用薬,外皮用薬,滋養強壮変質剤,呼吸器官用薬,末梢神経系用薬の順に多く以上上位10種類で医薬品生産額の84%を占めている。

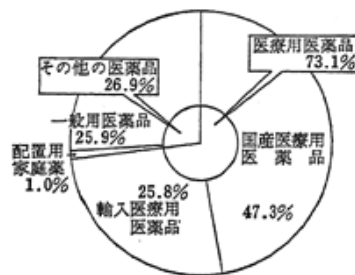
これらのうち,前年に比べて増加の著しいものは,循環器官用薬,呼吸器官用薬,その他の代謝性医薬品,末梢神経系用薬などで,それぞれ前年の生産額に対する伸び率は33%,33%,31%,27%となっている。

これら以外では細胞賦活用薬,血液および体液用薬がそれぞれ対前年比54%,38%の著増を示している。

つぎに,44年における医薬品の剤型分類別および用途区分別の生産額についてみると,剤型分類別では錠剤38%,注射液,粉末注射剤18%,カプセル剤13%,散剤,顆粒等8%,内用液剤7%などとなっている。また,用途区分別では,主として医療機関において使用される医療用医薬品が73%,その他の医薬品27%となっている(第1-4-1図参照)。

第1-4-1図 医療品用途区分別生産額の構成比(44年)

第1-4-1図  
医療品用途区分別生産額の構成比  
(44年)

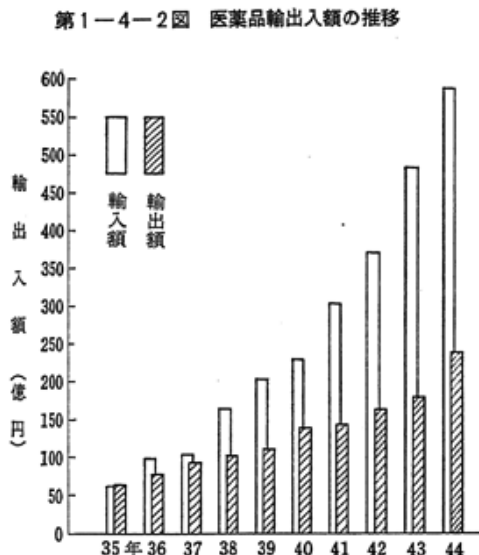


(2) 輸出入

医薬品の輸出入についてみると、44年の輸出額は241億円、前年比34.6%増と著しくのびたにもかかわらず、医薬品総生産額の約3%を占めるにすぎない。

一方、輸入額は590億円、前年比22.2%増で、前年に引き続き大幅な輸入超過となつている(第1-4-2図 参照)。

第1-4-2図 医薬品輸出入額の推移



輸出医薬品は、最終製品とバルク製品に分けられるが、最終製品は、主として東南アジア諸国に、バルク製品は主として欧米諸国に輸出されている。輸出を主要医薬品別にみると、ビタミン類が60億円で最も多く、バルク製品を主体に欧米諸国に輸出されているが、ビタミンCについては、輸出数量は増加したものの輸出額では国際的価格競争の激化によりむしろ減少している。前年輸出額第3位であつたアミノ酸およびその塩類については、一部の外国メーカーの生産中止、飼料用の需要増などにより、44年は43億円と著しくのびて第2位になつた。また、第3位を占める抗生物質製剤は、前年に引き続き、沖縄、台湾、イタリア、アメリカ向けなどを中心に大幅に増加している。

さらに、わが国医薬品産業の研究開発力の向上によつて、わが国で開発された新医薬品が海外において注目され、輸出についての引き合いも増えつつあることは、輸出促進の見地からも望ましい傾向である。今後、さらに輸出をのばすためには、新医薬品の開発に努めるとともに、企業の海外進出をも含めて、各企業が輸出体制を整備していくことが必要である。

一方、医薬品の輸入についてみると、輸入医薬品の約70%は国内で製造される製剤に使用されるバルク製品で占められているので、これを製剤化した金額で考えると、わが国の医薬品供給における実質的な輸入依存度は30%程度になるものと思われる。

輸入先国は、西ドイツから203億円で最も多く、ついでアメリカの178億円、イギリスの62億円、スイスの44億円、オランダの29億円が上位を占め、そのほかの欧米各国からの輸入を含めると、欧米諸国からの輸入が全体の99%となつている。

また、輸入医薬品を品目別にみると、抗生物質が、183億円で相変わらず第1位であるが、輸入医薬品に占める比率は年々増加し、全体の31%に達している。ついでホルモン剤、ビタミン剤などが多く、それぞれ全体の16.5%、5.9%を占めている。

なお、医薬品の貿易の自由化は、大幅にすすめられ、現在の残存輸入制限品目は、関税定率法により分類すると2品目である。これらの輸入制限品目については遅くとも46年末までに自由化される予定であり、これによつて、医薬品の輸入は麻薬等特殊なものを除き完全自由化されることになる。

(3) 資本、技術の自由化

医薬品産業における外国製薬企業との関係を見るとこれまでわが国で使用されている医薬品のうちには海外で研究開発されたものが多く、わが国の製薬企業の多くは外国の製薬企業と積極的に技術提携を行ない、海外のすぐれた医薬品を国内で製造し、市場へ送り出してきた。医薬品関係の技術導入は、26年度から43年度までに202件(43年度は33件)あり、契約に基づく特許権実施料などの対価の支払は264億円(43年度は33億円)にのぼつている。

しかし、重要な医薬品の製造技術をもっている外国の製薬企業のうちには、成長の著しい日本の医薬品市場に対する期待が

ら,単にわが国の製薬企業に技術を提供したり,製品を輸出するばかりでなく,すすんでみずから日本の製薬企業と合併会社を設立し,または100%出資の子会社を設立して,わが国で医薬品の製造販売などの事業活動を行なうものが増加してきている。こうして設立された外資系企業は,45年3月末日までで73社に達している。

ところで,わが国はOECD加盟国の義務として,またわが国経済の長期的発展を図るため,資本自由化に積極的に取り組み,42年7月,44年3月および45年9月の3回にわたって資本自由化を実施してきたが,さらにいつそう自由化をすすめるため,46年秋を目標に第4次資本自由化についての検討が行なわれる予定である。自由化業種については,第2次までの資本自由化により,医薬品製造業(生物学的製剤製造業を除く。)および医療用機械器具,医療用品製造業と卸売業および小売業(単独専門小売店のみ)が第1類自由化業種(外資比率50%まで自由化を行なう業種)に指定されていたが,第3次資本自由化においては,医薬部外品製造業および衛生材料製造業が第1類自由化業種に指定されたほか,小売業については,単独総合小売店が自由化業種に加えられている。

わが国の製薬企業は,近年かなり規模が大きくなり,また研究開発にも力を入れているが,外国の製薬企業と比べるとまだ企業規模の点でも,研究開発力,資金調達力などにおいてもかなりの格差がみられる。今後資本自由化の進展につれて,外国製薬企業が国内で活発な事業活動を行なうことが予想されるが,その際にはかなりの影響がでてくるものと思われる。

最近になつて,製薬企業関係の団体において資本自由化の問題に積極的に取り組み,その対策を真剣に検討し,実行しようとする動きがでてきているが,今後の医薬品産業をとりまくきびしい環境に対処していくためには,個々の企業の体質改善,生産の合理化,研究開発力の強化などとともに業界全体としても産業体制の整備,国際競争力の強化へ向かつて努力していくことが現在何よりも必要であろう。

#### (4) 生物学的製剤の需給

ワクチン,血清類等生物学的製剤は,伝染病等の予防および治療に用いられるものであつて病原微生物を原料としている。製造に関しては一般医薬品に対する以上の強い諸規制が課せられており,製品についても国家検定により有効性,安全性の確保が図られている。

ワクチン,血清類は,その使用の対象である伝染病等の発生,流行がきわめて予測しがたいこと,製造に長期間を要することおよび有効期間が短いことなどのためその需給調整には国家的配慮が必要である。このため緊急防疫対策上特に重要なコレラワクチン,痘苗および緊急治療医薬品として必要な狂犬病ワクチン,ガスエソ抗毒素ほか2品目をとりあえず国において購入,備蓄して有事の際の需要に備えるなどその需給の円滑化を図っている。

昭和42年より44年におけるワクチン,血清類の需給状況は,第1-4-1表のとおりである。

第1-4-1表 ワクチン・血清類年次別品日別生産および供給数量

第1-4-1表 ワクチン・血清類年次別品目別生産および供給数量

品物	区分	単位	42年		43年		44年		備考
			生産	供給	生産	供給	生産	供給	
痘苗		千人分	8,509	7,220	8,897	7,647	8,327	8,325	○
乾燥痘苗		〃	1,023	941	1,533	1,265	1,843	1,147	○
麻疹チフスワクチン		e	55	55	17	21	28	24	
コレラワクチン		〃	6,381	4,925	5,134	3,884	5,697	5,346	○
腸バラ混合ワクチン		〃	5,414	5,131	4,249	2,661	961	306	
インフルエンザワクチン		〃	26,216	22,998	28,575	25,189	27,908	25,034	
日本脳炎ワクチン		〃	29,085	27,711	50,753	39,749	43,963	40,117	
狂犬病ワクチン		〃	6	5	5	3	6	6	○
ウイルス病秋疫ワクチン		〃	30	30	77	79	69	69	
ソータワクチン		〃	279	15	163	6	0	0	
経口生ポリオワクチン		千人分	4,265	3,400	3,723	4,469	3,433	4,827	
不活化麻しんワクチン		〃	1,756	973	716	206	270	586	
弱毒生麻しんワクチン		〃	139	801	1,068	698	837	463	
B. C. G. ワクチン		e	480	308	282	278	174	249	
ジフテリアトキソイド		〃	1,353	1,110	859	1,037	1,685	1,162	
破傷風トキソイド		〃	0	0	0	0	0	0	
沈降破傷風トキソイド		〃	1,017	1,017	1,628	1,221	1,585	1,992	
百日・ジフトキ混合ワクチン		〃	4,581	4,087	4,983	3,118	2,438	1,555	
百日・ジフトキ・破傷風混合ワクチン		〃	1,527	999	2,775	1,979	4,725	4,236	
ジフテリア抗毒素		百万単位	190	113	124	40	83	11	
破傷風抗毒素		〃	491	408	463	379	411	309	
蛇毒抗毒素		e	283	237	486	295	450	304	
ガスエソ抗毒素		〃	16	16	16	16	16	16	○
ウイルス病治療血清		〃	13	13	11	14	5	5	○
ツベルクリン		〃	3,826	3,571	1,972	3,019	3,587	3,506	
ボツリヌス(E)抗毒素		本	94	94	100	100	91	91	○

厚生省薬務局調べ

(注) 備考欄の○印は、国家買い上げを行なっている品目である。

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

##### 第1節 医薬品

#### 2. 医薬品の安全性の強化推進

##### (1) 製造(輸入)承認の方針

医薬品の製造(輸入)承認に当たっては、42年9月に定めた「医薬品の製造承認等に関する基本方針」に基づき、人命尊重の立場に立つて有効性はもちろんのこと、特に安全性に留意して厳正な審査を行なっている。すなわち、新開発医薬品等にあつては、物理的・化学的試験、毒性試験、薬理試験、臨床試験(5か所以上150例以上)等の資料を求め、精査のうえ、中央薬事審議会の意見をきき、製造承認の可否を決定している。

また、国民一般が自己の判断により使用するいわゆる一般用医薬品については、44年3月に定めた「医薬品等の製造承認審査事務の改善方策」に基づき、44年9月中央薬事審議会に一般用医薬品特別部会を設け、まず、かぜ薬について成分、分量、用法、用量・効能・効果等に関する具体的な承認基準の制定作業をすすめている。

##### (2) 安全性の確保

医薬品の安全性を確保するため、製造承認にあつては、副作用および禁忌症等につき精査しているほか、必要に応じ使用上の注意事項を定め、安全性の確保に努めているが、使用中において承認時にはまったく予測しなかつた副作用が発生する場合がある。このような場合において早期に適切な対策を講じることができるよう市販にかかる医薬品については、42年3月から国立病院および大学附属病院196か所を対象とする副作用モニター制度を設け、情報の収集に努めており、さらに、新開発医薬品については、企業に副作用の報告義務を課している。また、常に学会発表報告、内外の文献、WHOおよび諸外国からの情報の収集、整理にも努めている。これら各種のルートから得られた情報は、中央薬事審議会において評価、検討を行ない、その意見に基づき、44年中には次のような措置を講じた。

ア 44年10月米国FDAは、サイクラミン酸ナトリウムがラットにがんを発生せしめたという実験に基づき、本剤を含有する医薬品に対し禁止措置をとることを発表した。この情報に接し、わが国においては、上記米国の実験データを至急とりよせるとともに、国内の研究データをとりまとめ、44年10月29日サイクラミン酸ナトリウムおよびサイクラミン酸カルシウム(以下「サイクラミン酸塩類」という。)を含有する医薬品等の取り扱いについて、中央薬事審議会の意見を求め、これに基づきつぎの措置を講じた。

(ア) サイクラミン酸塩類を成分として含有する医薬品等の製造(輸入)は今後承認しないこと。

(イ) 製造の承認および許可を受けている医薬品等でサイクラミン酸塩類を含有するものにつ

いては、今後その製造を中止させること。

(ウ) あすでに製造された医薬品等であつてサイクラミン酸塩類を含有するものについては、45年6月30日まで猶予期間を認めることとしたが、可及的すみやかにこれを含有しないものに切り替えさせ、7月1日以降においては販売されることのないようにすること。

(エ) 上記(ア)から(ウ)までの措置は、糖尿病患者用等医療上必要な医薬品については適用しないこと。

イ 薬用化粧品等の医薬部外品および外用剤たる医薬品に皮膚の美白効果または殺菌消毒効果を目的として配合されていた白降汞(アミノ塩化第二水銀)は、内外のデータにより、長期間連用すると皮膚障害を多発させるおそれがあることが判明したため・44年7月16日中央薬事審議会の意見を求め、これに基づき白降汞を含有する一般用医薬品および医薬部外品について製造中止、5年1月1日以降の販売禁止およびその間に販売されるものについての使用上の注意事項を定める措置を講じた。

なお、白降汞以外の水銀化合物を含有する医薬品のうち、医師の指導監督下によらず、長期にわたり反覆使用されるものについては、可及的すみやかに水銀化合物を含まない製剤に切り替えるよう指導した。

ウ 44年12月、スルフアミン、糖質副腎皮質ホルモン、非ステロイド系消炎剤、クロロキンおよび血液代用剤について使用上の注意事項を定め、医薬品の使用上の適正化を図つた。

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第4章 医薬品

第1節 医薬品

3. 薬事監視

不良,不適正な医薬品,医薬部外品,化粧品および医療用具の製造,輸入,販売を防止するため,国および都道府県は,それぞれ薬事監視員(45年4月現在2,109人)を配置して,検査取り締まりを実施している。

44年中に薬事監視員が行なつた監視実績をみると,44年末現在における薬事法に基づく許可または届出施設26万914か所のうち23万686か所に立入検査を実施し,無許可または無届業,無許可品,不良品または不正表示品の販売授与等,構造設備の不備,毒劇薬または要指示医薬品の譲渡手続等の違反など3万1,886件の違反を発見し,これに対し許可の取り消し,乗務停止,構造設備の改善命令,不良品等の回収,廃棄を命ずるなどの処分を行なつた。

これらの違反は漸次減少傾向を示しているが,44年中における違反の主なものを39年と比較すると第1-4-2表のとおりである。

特に,43年に強力な監視取り締まりを実施したヘアスプレー等の無許可品に関する違反事例は激減した。

第1-4-2表 薬事監視による違反発見状況

第1-4-2表 薬事監視による違反発見状況 (単位:件)

	39年	44年
無許可業・無届業	2,562	944
無許可品	538	296
不良品	1,363	1,159
不正表示品	4,388	1,271
虚偽誇大広告等	919	724

資料:厚生省統計調査部調べ

無許可品についての最近の傾向は,薬効を標ぼうし,錠剤,カプセル剤,ドリンク剤等の形態をとつた食品まがいの無許可医薬品が増加していることである。また,これら常時監視のほか,44年には,日本薬局方複方ヨードグリセリンおよび日本薬局方外類似製剤,日本薬局方マーキユロム液,口紅など7品目について一斉取り締まりを実施し,計862検体を収去して試験を行なつた結果,33例の不適品が発見された。

これらの不良品を製造した業者に対しては回収廃棄等の所要の措置がとられた。

医薬品等は人の保健衛生上,重大な影響をおよぼすものであるから,その広告が消費者を欺いたり乱用を助長することのないよう薬事法において特別の規制が行なわれているが,さらに「医薬品等適正広告基準」を定めて,虚偽誇大広告の監視取り締まりを行なつている。



最近の広告量の増大,広告表現技術の著しい進行によつて消費者の心理に巧みに訴え,ともすれば医薬品等本来の使用方法,目的を誤らせるおそれのある広告表現が見受けられるので,これら広告の適正化について具体的な指導を行なつている。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第4章 医薬品

第2節 毒物・劇物

医薬品および医薬部外品以外の化学薬品で、毒性の強いものは、「毒物および劇物取締法」により毒物・劇物に指定し、保健衛生上の見地からその製造、輸入、販売さらにその取り扱い、廃棄の方法などについて必要な規制を行なっている。毒物・劇物は、化学工業原料、農薬、塗料、試薬、溶剤などとして、日常生活の種々の分野に広範、かつ、大量に使用されており、人口集中化、交通事情の悪化等とあいまって、その取り扱いについては、慎重な配慮を必要としている。

毒物・劇物による危害発生の防止については、毒物・劇物監視員を中心に同法の遵守と毒物・劇物に関する正しい知識の普及を図っているが、44年における毒物・劇物営業者(毒物・劇物の製造業者、輸入業者および販売業者)の違反状況は第1-4-3表のとおりである。

第1-4-3表 毒物・劇物営業者立入検査施行か所違反、処分および告発件数(44年)

第1-4-3表 毒物・劇物営業者立入検査施行か所違反、処分および告発件数  
(44年)

立入検査施行か所数	違反発見か所数	毒物・劇物または政令で定める毒物もしくは劇物を含む物のある物の取去数	試験の結果毒物・劇物または政令で定める毒物もしくは劇物を含有する物であると判明した物の数	無登録業者または、無届業者の発見件数	処分件数				告発件数
					登録取消	業務停止	設備改善命令	その他	
72,985	17,374	411	234	436	0	3	8	5,121	3

資料：厚生省統計調査部「衛生行政業務報告」

また、水質汚濁などの公害問題と密接な関連を有する毒物たる無機シアン化合物を業務上取り扱う電気メッキ業者のシアンを含有する廃水の処理状況は、第1-4-4表のとおりであり、その改善は、業界の体質改善を含めて今後特段の努力が必要である。

第1-4-4表 電気メッキ業一斉立入検査結果

第1-4-4表 電気メッキ業一斉立入検査結果

	年 度	届 出 事 業 所 総 数	立 入 か 所 数	廃棄基準(2ppm)			排水処理装置		
				適	不 適	その他	有	無	その他
全 国	41	4,738	597	237	347	15	169	428	0
	42	4,758	617	218	387	42	105	489	23
	43	4,848	551	182	339	22	96	454	1
	44	4,868	452	190	208	54	180	272	0

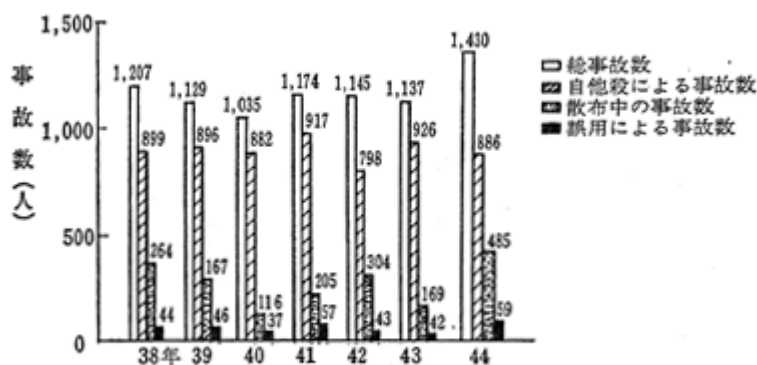
厚生省薬務局調べ

また、毒物・劇物の直接的な事故として問題となるのは、農薬事故である。これについては、28年から農林省などの協力の下に毎年5月から6月にかけて農薬危害防止運動を実施し、危害の防止に努めているが事故数は第1-4-3図に示すとおりであり、なお高水準である。毒性の強い農薬や残留毒性が強い農薬は、市場から次第に減少している傾向にあるが、今後とも農薬の正しい取り扱い方、中毒時の応急措置などについていつもの周知徹底を図る必要がある。

最近の化学工業の急速な発展に伴い、使用される毒物・劇物は、種類、量の両面において増大の一途をたどり、その輸送も大型化、多様化しているが、現行の法体系では十分対処できない局面も現出しているので、事故防止、危害防止の観点から情勢の変化に対応した措置を講ずべく検討をすすめている。

第1-4-3図 農薬事故発生状況

第1-4-3図 農薬事故発生状況



厚生省薬務局調べ

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第4章 医薬品

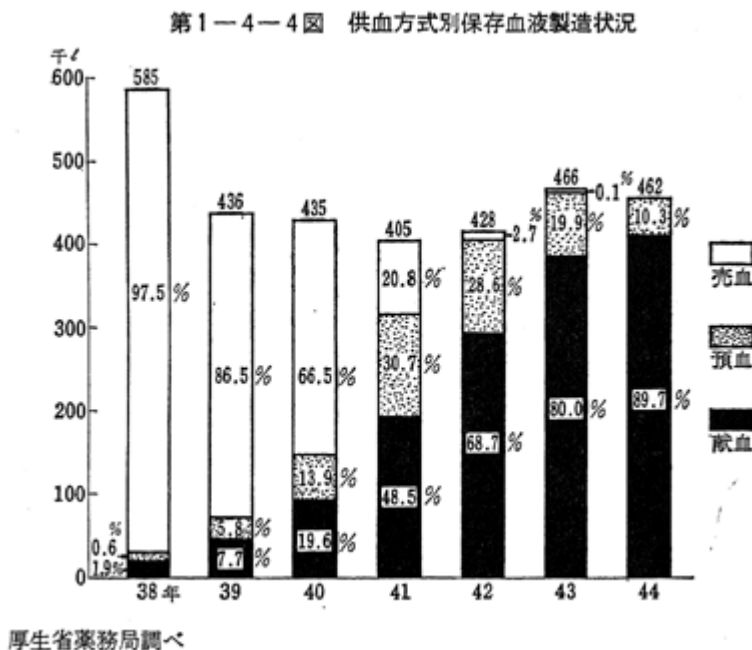
第3節 血液

1. 献血の推進

わが国の血液事業は、戦後、いわゆる売血制度を基盤として発展してきたため、供血者の固定化に伴う頻回採血、供血者の貧血、あるいは輸血後の血清肝炎の多発等、その弊害が顕著となり、大きな社会問題を生ずるに至つた。

このため政府は、39年8月「献血の推進について」の閣議決定を行ない、必要な保存血液のすべてを献血によつて確保するという施策を推進してきた。その結果、昭和43年4月をもつて保存血液の製造に関しては、買血によるものがなくなり、献血は第1-4-4図のとおり順調に伸展し、全保存血液製造量中に占める献血によるものの割合は、38年にはわずかに約2%であつたが、44年においては90%に達するに至り、保存血液を献血で確保するという点については、一応の改善が図られたのである。しかし、このように血液事業は正常化に向かつて順調な進展をみせてはいるが、保存血液の製造量は39年に急激に減少して以来50万リットルを回復することができず、44年においても約46万リットルにとどまつている。これは、最も製造量の多かつた38年の製造量の約80%にすぎない。

第1-4-4図 供血方式別保存血液製造状況



血液は現在までのところ他の医薬品のようにこれを化学的に合成するというような方法は開発されていない。したがつて、医療上の需要に対応して十分な量の血液を確保できる体制を整えるには、国民1人1人の協力が必要であり、また、これを円滑に受け入れ、医療機関に供給するための施設などの整備が図られなければならない。

このため、厚生省は閣議決定以来献血運動の推進に努める一方、その受け入れ機関の整備をすすめているところであるが、44年度においても、国庫補助金などにより、血液センター1か所、血液センター出張所12か所の整備が行なわれた。

医学技術の進歩発展に伴い、血液需要はさらに増加するものと予想されるので、その円滑かつ適正な供給体制を整備するため、今後とも献血運動をいつそう積極的に推進してゆかねばならない。

---

---

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

#### 第3節 血液

#### 2. 保存血液の需給の調整

---

保存血液は、その有効期間がわずか21日ときわめて短く、しかもA,B,O,AB型,Rh(+),Rh(-)型などに分かれるため、都道府県単位の需給圏にとられることは、型別調整などの面で円滑な供給が困難となるばかりでなく、その有効な利用をそこなうおそれがあるので、需給圏の広域化を図り、全国的規模の需給調整を行なう必要がある。このため、43年1月以来、全国を7ブロックに分け、第1段階の調整をブロック単位に行ない、ブロック内で調整できないときは、中央血液センターが全国的な規模で需給の調整を行なうこととしており、献血による保存血液の需給の円滑化と効率的な利用を図っている。

---

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

##### 第3節 血液

#### 3. 今後の課題

医療に要する血液のすべてを献血によつて確保し、医療の万全を期するには、次の諸問題に積極的に取り組んでゆかなければならない。

前述のとおり、献血は関係者の努力と国民の積極的な協力によつて順調な伸展状況を示しているが、今後は献血組織の確立と育成を図り、計画採血を実施することによつて恒常的な供血源を確保するとともに、血液事業の能率的な運営、技術水準の向上、献血者の心理に適合した献血制度の樹立などを行なうことによつて、必要にしてかつ十分な血液量の確保を図る必要がある。

また、医学の進歩とともに今後ますます需要が増加するものと思われる血漿分画製剤の研究開発および保存血液の有効期間の延長を図るための研究をすすめ、これを実用化することによつて血液の効率的利用を図つてゆかなければならない。

いずれにしても血液問題に関しては、国民の相互扶助の精神に負うところがきわめて大きいので、その積極的な協力が期待されている。

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

#### 第4節 麻薬

#### 1. 概説

麻薬は、比類のないすぐれた鎮痛、鎮咳剤として、医療上の価値は高く評価されているが、その反面、麻薬を濫用するときは単に個人の心身を腐敗させるばかりでなく、各種犯罪誘発の要因となるなど、社会におよぼす害毒は測り知れないものがある。

このような麻薬禍を未然に防止するため、わが国は、麻薬に関する国際条約を積極的に支持し、国際的な協力体制のもとに麻薬の密輸入をはじめとする麻薬犯罪の強力な取り締まりを行なうとともに、けし不正栽培防止運動(4月中旬から6月末日まで)および麻薬禍撲滅運動(9月から10月末日まで)を全国的に展開するなど、麻薬禍に関する啓発、宣伝の徹底を図り、あわせて医療用麻薬の生産、流通、施用面における指導監督の強化と麻薬中毒者に対する医療措置およびアフターケアなど総合的な施策を強力に推進し、麻薬禍を根絶するためのたゆみない努力を続けている。



## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

##### 第4節 麻薬

#### 2. 麻薬の需給

---

昭和44年における医療用麻薬の需給調整施策はおおむね順調に推移したが、あへんアルカロイド系麻薬の原料であるあへんの供給面についてみると、輸出国であるインド、トルコにおける生産量の漸減に伴い、従来の買手市場から売手市場へと移行しつつある。

需要面についてみると、あへんアルカロイド系麻薬の消費量は、家庭麻薬原料としてのリン酸コデインおよびリン酸ジヒドロコデインの需要ののびによつて総体的には増加傾向を示しているが、医療用麻薬は減少の傾向にある。

---

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第4章 医薬品

第4節 麻薬

3. 麻薬事犯

44年中における麻薬事犯は1,013件,1,029名であり(第1-4-5表),前年と比較すると件数において44.6%,人員において46.4%とそれぞれ減少している。これは麻薬取締法違反が33.8%,あへん法違反(主として単純栽培違反)が67.1%と大幅に減少したのが原因であり,大麻取締法違反は若干増加している(第1-4-5表)。押収物件もこれを反映して,ヘロイン・あへんは逐年減少しているが,大麻はこれまでの最高を示している(第1-4-6表)。

第1-4-5表 麻薬犯罪検挙件数および人員

第1-4-5表 麻薬犯罪検挙件数および人員

	43 年		44 年	
	件 数	人 員	件 数	人 員
総 数	1,826件	1,919人	1,013件	1,029人
麻 薬 取 締 法 違 反	298	361	212	239
ヘロイン事犯関係者	18	27	36	41
医療薬業事犯関係者	163	208	143	167
そ の 他	117	126	33	31
大 麻 取 締 法 違 反	392	410	426	413
不正取引等	226	244	345	332
不正栽培	166	166	81	81
あへん法違反	1,136	1,148	377	377
不正取引等	15	17	12	12
けし不正栽培	1,121	1,131	365	365

厚生省薬務局調べ

第1-4-6表 押収麻薬

第1-4-6表 押収麻薬

(単位: g)

区 分	年 次	
	43 年	44 年
生 あ へ ん	31,643	1,159
へ り イ ン	6,297	1,650
大 麻	15,892	25,726

厚生省薬務局調べ

麻薬取締法違反中、医療麻薬事犯は41年をピークとして減少の傾向を示しているが、このうち麻薬取扱者の違反は同法違反総数の約35%を占め、昨年37%同様高率を示している。今後とも、麻薬の管理面に関して強力な指導と取り締まりが必要である。ヘロイン事犯は、例年同様、主として中国人による密輸事犯であり、そのほとんどが水ぎわで検挙されている。これは、いぜんとして日本を有力な麻薬市場とみて搬入されたものであるが、わが国におけるヘロイン事犯は、徹底した取り締まりの結果ほとんど壊滅状態にあり、41年以降ヘロイン中毒者は1名も発見されていない。

あへん法違反の大部分は、けしの不正栽培事犯であるがけしに関する知識の啓発宣伝が浸透し、その結果、事犯件数は非常に減少してきた。

一方、大麻取締法違反については、密輸入、不正取引などの事犯が急激に増加しており、これら事犯で332名が検挙されている。これは前年と比較すると36%増で、これまでの最高を記録している。さらに憂慮すべきは、大麻不正取引等事犯中日本人の占める割合が年々増加してきていることで、43年は、日本人が47名(19%)であつたものが、44年には129名(40%)と増加している。なお、不正事犯に供された大麻はすべて外国から密輸されたものである。近時、大麻乱用は世界的風潮であり、わが国もその影響を受けて大麻事犯は増加の一途をたどっているが、その様相はかつてのヘロイン禍の拡大過程に似ていることを考えると、今後さらに水ぎわにおける取り締まりを強化するとともに、野生大麻の除去を徹底するなどの措置を講じ、国内での乱用を防止して大麻禍の早期撲滅をはかる必要がある。

さらに、アメリカおよびヨーロッパ諸国で幻覚剤LSD濫用風潮が大きな社会問題となつているが、わが国もこの影響を受けて密輸入および使用が確認されたので、緊急措置として45年2月16日麻薬を指定する政令の一部を改正する政令が公布され、同月26日施行された。指定後における関係事犯は3件検挙されているが、今後、徹底した取り締まりを行ない、その乱用を未然に防止する必要がある。

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第4章 医薬品

#### 第4節 麻薬

#### 4. 麻薬中毒者

44年中に発見され、規定により届出、通報された麻薬中毒者は6,008名であつたが、このうち98.1%にあたる5,897名が、がん、肉腫、結核等の末期的疾病の治療のため麻薬を施用して中毒となつた者で、残りの1.9%にあたる111名が麻薬を不正に施用して中毒となつた麻薬不正中毒者である。

この麻薬不正中毒者は、昭和39年以降年々減少の一途をたどり、最近では、そのほとんどが医療麻薬の不正施用による中毒者で、ヘロイン等の不正麻薬の入手難から医者回りをして麻薬を強要した者、または、麻薬以外の鎮痛剤等により治療が可能なのにもかかわらず、疼痛不安より逃避のため安易に麻薬を施用して中毒となつた者等によつて占められている。

また、大麻による中毒者が若干みられるが、いずれも大麻の不法所持事件が端緒となつて発見されたものであるが、大麻吸煙、不正取引事犯が激増しているところから、なお相当数の大麻中毒者が潜在していることが推定される。

麻薬不正中毒者のうち、44年中に麻薬中毒治療施設に措置入院された者は46名である。これを年齢別にみると40～49歳がもつとも多く、その原因、動機は、疼痛性疾病による者が大部分を占めているが、なかには、疲労、不眠、家庭不和等麻薬の施用と関係がないと思われるものが含まれている。これら措置入院者のうち、医療薬業関係者は32.4%を占め、いぜんとして高比率を占めている。

麻薬中毒者またはその疑のあつた者に対して、38年から麻薬中毒者相談員などにより観察指導を実施し、中毒者の更正に大きな成果をあげているが、44年に5,435名の対象者に延べ9,239回の観察指導を行なつた。この結果、52名の者が健全な社会生活をいとなみ、再中毒のおそれがないと認められ観察指導の対象から解除された。